

平成 29 年 2 月 17 日

第 11 期県民生活審議会 第 3 回消費生活部会 議事概要

- 1 日 時：平成29年 2 月17日（金） 13:30～15:30
- 2 場 所：兵庫県民会館 7 階会議室「鶴の間」
- 3 出席者：（委 員） 滝川部会長、足立委員、金谷委員、鈴木委員、
玉田委員（井上同協会役員代理出席）、中林委員、
中村委員、山崎委員
（事務局） 東元県民生活局長、梶本消費生活課長、
逸見生活科学総合センター副センター長
武田生活科学総合センター相談事業部長
竹岡阪神南県民交流室長
野澤阪神北県民交流室長
河野東播磨消費生活センター長
足達北播磨県民局県民交流室長補佐兼県民交流課班長
横山中播磨消費生活創造センター長
種谷西播磨消費生活センター長
下村但馬消費生活センター長
酒井丹波消費生活センター長
北本淡路消費生活センター長
他関係職員

4 議事内容

（1）不当な取引行為の指定について

- 平成 28 年 4 月～12 月までの事案については、現在の不当な取引行為の類型に該当するため、新たに指定すべき類型はない。

（2）安全安心な消費生活の推進について

- 「くらしの安全・安心推進員の活動支援」について、委嘱した方々には研修にきちんと参加してもらえるよう推薦母体にしっかりとして委嘱してもらいたい。
- 県の高齢者等被害防止ネットワークは、消費者安全法における消費者安

全確保地域協議会に位置付けされていないが、高齢者の消費者被害を防止するため、もっと充実した見守りネットワークが必要だと思う。

(3) 新たな消費者行政の展開方策について

- 部会の意見として、地域性の十分な配慮という留意事項はあるものの、事務局が提案する「(1) 県・市町との役割分担のもと、県の消費者被害の防止・救済機能を高度化・専門化する、(2) 消費者教育の先進県として先駆的なプロジェクトを展開し、『兵庫モデル』として発信する、(3) 安全・安心な消費生活を推進する団体等の活動を一層充実させるため、各地域(県民局)での活動支援機能を強化する」3つの基本的な考え方について了承した。

<県の体制>

- 市町のあっせん数は充実してきている。そのうえで県に求められているのは行政指導や行政処分、条例の策定であり、広域での消費者被害の把握等、情報が把握できる体制を確立すること。
- 県消費生活センターの集約に向けて急激に舵取りをすると支障が出る恐れもあり、移行の仕方等はよく見極める必要がある。
- 中長期的な専門性を確保する問題は、人を育てていくことが必要である反面、その代わりになるものを探さなくてはいけない面もあり、工夫が必要。

<市町への支援>

- 市町の広域連携に関する支援も頑張ってもらいたい。

<その他>

- 不当な消費者被害は不当な勧誘から生まれてきていることもあり、不招請勧誘の条例について検討を進めて頂きたい。